



●雪崩危険箇所とは

【建設部調査箇所】
 豪雪地帯対策特別措置法により指定されている市町村の中で、勾配が15°以上、高さ10m以上の斜面の下に、人家又は重要な公共的建物等がある箇所です。

【林務部調査箇所】
 過去になだれにより人家もしくは公共施設などの保全対象に被害を与えた、又は与えるおそれのある箇所のうち、なだれの発生区及びそれに続く斜面の全部又は一部が林地である箇所です。

- 雪崩危険箇所区域(長野県建設部調査箇所)
- 雪崩危険箇所区域(長野県林務部調査箇所)

●凡例

- | | | |
|---|--|--|
| ● 村役場 | X 駐在所 | 国道 |
| + 指定緊急避難場所 | Y 消防署 | 県道 |
| + 指定避難所 | 〒 郵便局 | JR線 |
| ♥ AED設置場所 | + 診療所 | 市町村界 |
| ✈ ヘリポート | | 大字界 |

